

令和元年度第2回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和2年3月26日（木）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和元年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和2年3月26日（木）

午前9時58分～午前10時47分

区役所本庁舎6階第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 連絡事項

4 閉 会

○配布資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第15期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

資料4 新宿区みどりの条例・同施行規則

資料5 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック（※回収資料）

資料6 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）

資料7 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

小委員会委員 6名

委員長	熊 谷 洋 一	委 員	池 邊 このみ
委 員	吉 川 信 一	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	小 野 栄 子	委 員	椎 名 豊 勝

◎開会

熊谷委員長 おはようございます。

今日は、新型コロナ禍で厳しい時期に小委員会の委員の皆さんには御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、できるだけ早めに審議を終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、本日の出席状況について、それから配布資料等について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様、おはようございます。事務局のみどり公園課長の依田でございます。

本日は、委員の皆様には新型コロナウイルス感染症に伴う各種対策が講じられている中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。本日は感染症対策としまして、委員同士の距離を少しゆったりと確保できて、あと、開催時間の短い小委員会として開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

座って御説明させていただきます。

最初に、出席状況等の説明に先立ちまして、本審議会の副会長であります興水委員の御逝去について、お伝えさせていただきます。先般、3月10日の日に、公益財団法人都市緑化機構より、興水肇理事長がこの2月29日に御逝去されたとの訃報が、みどり公園課宛て、届きました。興水肇委員は、明治大学教授の時代から、新宿区みどりの推進審議会委員として、平成3年の第1期から現在まで、特に、平成11年からは副会長として、大変長きにわたり、新宿区のみどり公園行政に貢献していただきました。葬儀・告別式は、家族葬で既に執り行われており、御香典、御弔電等については、御辞退の意向を頂いております。

今後の審議会の運営に伴う副会長の選出等につきましては、熊谷会長と改めて御相談させていただきながら、令和2年度の審議会の席で改めて選出させていただければと考えております。

小委員会に先立ちまして、副会長の訃報をお伝えさせていただきました。

それでは、改めまして、初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、小島委員から欠席の連絡を頂いております。このため、本日は8名中6名の出席によりまして小委員会は成立しております。

本日開催する小委員会について、御説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。

小委員会は、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づきまして設けられておりまして、審議事項は、保護樹木等の指定及び解除と、みどり公園基金の処分に関することとでございます。

これらの審議事項について、迅速な判断が必要で、かつ、早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に限り開催できます。

委員は、みどりの推進審議会のうち、会長が指名する8名以内で組織されまして、委員の過半数の出席により成立いたします。

また、委員の皆様のお発言につきましては、みどりの推進審議会小委員会議事録としまして区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ、御了承願います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

奥水副会長には本当にお世話になりました。実は、昨年からお健康の調子が余りよくないというおうわさをお聞きしていて、奥水先生と一緒に機会のある会合とか会議があったので、その席でお会いできるかなと思っていたのですが、お会いできなくて、本日、お元気な姿を思っていたのですけれども、今、課長から御報告させていただいたとおり、御逝去されまして、大変、残念です。

先生にはいろいろ、この審議会で貴重な御意見を賜りましたし、それから私個人としては、先生が明治大学の教授をされている頃に、ほぼ20年近く非常勤講師で、毎週、明治大学に講義で伺って、そんな関係もありまして、大変いろいろな面で私を支えていただいて、本当に感謝しております。御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、本日の会議でございますけれども、午前11時までには終了したいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは続きまして、資料について御説明いたします。お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、議事次第が1枚。続いて資料1としまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員の名簿、そして、資料2としまして保護樹木等の指定及び解除について、資料3としまして新宿区みどりの推進審議会小委員会について、そして、資料4が新宿区みどりの条例・同施行規則になります。その下に照会ということで、参考資料として、モデル地区の資料をつけてございます。資料5といたしまして、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、資

料6がみどりの基本計画（改定）の冊子。また、みどりの実態調査報告書（第8次）の冊子。この冊子類は回収資料になりますので、よろしくお願ひいたします。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、マイクが変わりまして、前より簡単な操作になりました。真ん中のボタンを話すときに押していただいて、話し終わったらボタンをまた再度押していただくという形になります。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除となります。

まず、事務局より説明をお願ひいたします。

みどり公園課長 本日御審議いただきますのは、保護樹木の指定が4件11本、解除が5件5本、保護樹林の指定が1件、保護生垣の指定が1件でございます。

資料2に基づきまして、担当係長より映像を交えて御説明させていただきます。

申し訳ありませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局（八住） みどりの係長の八住でございます。よろしくお願ひいたします。

今回、御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきましては、お手元の資料2の内容を映像にまとめております。前のスクリーンを御覧になりながらお聞きになっていただければと思います。

着席をして説明をさせていただきます。

これまで、小委員会では緊急を要する案件として、指定の解除のみを審議の対象としてまいりましたが、今回、指定の申請から半年ほど時間がたってしまうものもございまして、所有者の方からも早くしてほしいという御要望なども頂いておりますので、今回につきましては、指定についても御審議いただければと考えております。

それでは、2枚目をお願ひいたします。保護樹木の指定及び解除については、前回の小委員会の後の10月26日から、本日、3月26日までに申し出のあった案件です。

今回、公有地保護樹木の指定及び解除の案件は、ございません。全て民有地の保護樹木等の指定及び解除の案件となっております。

保護樹木は指定件数4件、指定本数が11本。解除件数が5件、解除本数5本です。保護樹林については、指定件数1件、指定面積920平方メートル、解除の案件はございません。保

護生垣は、指定件数1件、指定延長34メートル、解除の案件はございません。

それでは、指定の案件から御説明いたします。保護樹木の指定の案件は4件11本です。

1件目は、大久保二丁目の案件です。ソメイヨシノが1本です。

2件目は、中落合三丁目の案件です。ヒマラヤスギが1本です。

3件目は、河田町の案件です。ソメイヨシノが2本、ケヤキが2本、クスノキが2本です。

4件目は、東五軒町の案件です。クスノキが3本です。

続けて、保護樹木の案件は1件、市谷八幡町の神社の敷地920平方メートルを指定するものです。

保護生垣の案件は1件、下落合四丁目のマサキの生垣34メートルです。

では、個別に御説明をさせていただきます。

まずは、保護樹木について、です。1件目、大久保二丁目の案件です。個人宅のお庭にある高さ9メートルのソメイヨシノ1本です。高さ80センチのところでは幹が3本に分かれておりまして、それぞれの幹回りが0.75メートル、0.53メートル、1.3メートル、この3本を足しまして、その和に0.7を掛けて幹回りを出しますが、計算して1.8メートルとなるものです。昨年9月に担当者が緑化相談に伺った際に、保護樹木に該当するような大きさの樹木があったため、所有者に声をかけまして、制度の説明を行った上で、指定の同意を受けたものになります。葉の茂りもよく、樹勢も良好です。

2件目、中落合三丁目の案件です。高さ11メートル、幹回り1.28メートル、個人宅のお庭にあるヒマラヤスギです。昨年10月に、保護樹木にできそうな樹木があるとのことで所有者からお問合せを頂き、現地調査を行った上で、指定の同意をいただいたものです。樹形、樹勢ともに良好です。

3件目、河田町の大学病院の案件です。ソメイヨシノ2本、ケヤキ2本、クスノキ2本、合計6本となります。1本ずつ御説明をいたします。

1本目、高さ11メートル、幹回り1.23メートルのソメイヨシノです。

2本目、高さ11メートル、幹回り1.22メートルのソメイヨシノです。幹がやや西の方向に傾斜をしております。

比較的新しく植栽されたもので、並木状に8本のソメイヨシノが植栽されています。そのうちの2本が保護樹木の幹回りの基準を満たしており、今回、指定の申請を受けたものです。

3本目、高さ13メートルのケヤキです。7本の株立ちで、各幹回りを足して7掛けした結果、幹回りは2.84メートルとなります。

4本目、高さ11メートル、幹回り1.2メートルのケヤキです。幹の途中でやや南方向に傾斜をしております。

5本目、高さ8メートルのクスノキです。高さ1.3メートルのところでは幹が3本に分かれており、各幹回りを足して0.7掛けすると、幹回りは1.48メートルとなります。

6本目、高さ8メートル、幹回り1.54メートルのクスノキです。同敷地内で、ほかの保護樹木の精密診断を行った際に、保護樹木に該当するような大きさの樹木があったため、追加指定の働きかけを行い、指定の同意を受けたものになります。

6本とも、樹勢、樹形ともに良好です。

4件目、東五軒町の案件です。集合住宅の接道部分に、並木状に植栽されている5本のクスノキのうち3本になります。

1本目は、高さ9.5メートル、幹回り1.43メートル。

2本目は、高さ11メートル、幹回り1.26メートル。

3本目は、高さ9.5メートル、幹回り1.24メートルです。

3本とも、樹形、樹勢ともに良好です。敷地内の樹木について管理の相談があり、現地立会いを行った際に、保護樹木に該当する樹木があったため、保護樹木制度の説明を行い、後日、指定を依頼されたものです。毎年、^{せんてい}剪定を行い、良好に管理をされています。

次に、保護樹林です。市谷八幡町の案件です。神社の境内を指定するもので、面積は920平方メートルとなっております。主な樹種はイチョウのほか、ソメイヨシノなどとなっております。この神社には、平成7年以降、順次、指定してきた保護樹木が6種、16本あります。この保護樹林の管理について相談があるとのことで現地立会いを行った際、特に、落ち葉の処理で困っているというお話を頂きました。区の保護樹木制度では、500平米以上の樹林については保護樹木として、区で落ち葉回収ができる旨を説明したところ、ぜひ、指定してほしいとのことで、樹林面積を計測し、920平米あることを確認して、今回の申請に至りました。

次に、保護生垣です。下落合四丁目の案件です。集合住宅の接道部で、高さ1.8メートル、延長34メートルのマサキの生垣です。昨年9月に、保護生垣にできそうな生垣があると、オーナーである所有者からお問合せを頂いたものです。現地調査を行ったところ、樹形・樹勢ともに良好で、管理も適正に行われています。

保護樹木等の指定につきましては、以上となります。

続きまして、指定解除について、御説明をいたします。

保護樹木の解除の案件は、5件5本です。

1件目は、河田町の案件です。先ほど保護樹木の指定で御説明した、大学病院の敷地にあるクスノキ1本です。土地を売却するというので、解除の申し出がありました。

2件目は、新宿六丁目の案件です。ケヤキ1本です。倒木の危険があるということで、お申し出がありました。

3件目は、河田町の案件で、1件目と同じ大学病院の敷地にあるソメイヨシノ1本です。倒木の危険があるということで、お申し出がありました。

4件目は、河田町の案件です。お寺の敷地にあるイチョウ1本です。擁壁工事の支障になるため、解除のお申し出がありました。

5件目は、百人町二丁目の案件です。タイサンボク1本です。家の壁を押して危険であるということで、お申し出がありました。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1件目、河田町の大学病院の敷地にあるクスノキ1本です。土地の一部を売却する際、売却先が当該保護樹木の指定解除を強く希望しているということで、今回、解除をお諮りするものです。画面でまいりますと、左手側にちょっと赤い線が入っていますが、ちょうど建物との境に、このクスノキが生えておまして、建物のところで土地が分かれてしまい、クスノキが相手側の土地に入ってしまうということで、今回、指定解除をお諮りすることになりました。ただし、このような状態の樹木ですけれども、すぐに伐採するというようなことはないと考えております。

2件目、お寺の敷地にあるケヤキ1本です。樹勢が悪く、根元近くにキノコが生えていて、伐採したいとの相談がありました。この樹木は駐車場の中にあり、倒木すると駐車車両を損傷する位置にあります。精密診断を実施したところ、腐朽割合が70%を超えており、倒木の危険性があるとのことで、解除の申請に至りました。このお寺には、ほかにも、6種7本の保護樹木がありますが、生育は順調です。

3件目。1件目と同じ、大学病院の女子医大通りに面している敷地内にあるソメイヨシノ1本です。道路沿いの植え込みマスの中に、7本、列植されています。もともと交通量の多い道路沿いの小さめのマスの中に植栽されており、余り環境がよい状態ではありません。その中でも、このソメイヨシノは樹勢が余りよろしくなく、幹も道路側に傾斜しており、精密診断を実施したところ、42%の腐朽率でした。また、幹の上部にも腐朽が見られ、倒木の危険性があるということで、解除の申請となりました。列植されている残り6本のソメイヨシ

ノも、同年代に植栽されたものと考えられるので、引き続き、経過観察を行っていきたいと考えています。

なお、こちらの大学病院の敷地では、もともと、保護樹木を12本指定しておりましたが、今回の指定と解除を御承認いただきますと4本増えまして、16本の指定となります。

4件目、河田町のお寺の敷地にあるイチョウ1本です。隣地境界にある万年塀を、隣地の工事と併せて改修することになりまして、所有者の方もなるべく残したいということで、当初、基礎の大きなL型擁壁を計画していたものを重力式擁壁に変更するなど、検討していただきましたが、実際に擁壁工事が始まったところ、お寺の敷地内まで掘削する必要が出てきて、掘削範囲がイチョウの幹にもかかってしまうということで、やむを得ず、指定解除の申請に至ったものです。こちら、実は、隣地の工事との関係で、もう既に工事が始まって、掘削が始まっていたということで、工事を途中で止めるわけにはいきませんので、また、掘削したことにより、倒木する危険も出てしまったため、こちらにつきましては、大変申し訳ございませんが、既に3月2日、現地で処理をされているところでございます。

5件目、百人町二丁目の個人宅にあるタイサンボクです。家の壁を完全に押しており、家に影響があるとのことで、解除したいとお申し出がありました。所有者の方も一度は^{きんてい}剪定で対応したということを知っていますが、家が南側に面しているということもありまして、どうしても幹が家に接して押してしまうということで、今回、解除をお諮りするものです。

保護樹木の解除については、以上となります。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて、保護樹木の総数が6本多くなりまして、1,270本となります。また、保護樹林は、面積が920平方メートル増えて、8万8,675平方メートルに、保護生垣は延長が34メートル増えて、1,201メートルになります。

御説明は以上です。

照明をお願いいたします。

熊谷委員長 ありがとうございました。

以上、事務局より説明がありましたが、ここで御質問や御意見をお受けしたいと思えます。

今回の案件につきましては、事前に事務局から小委員会メンバー以外の委員にも御意見の照会を行っておりますので、御意見等が出されておるようでしたら、事務局より報告をお願いいたします。

いかがでしょうか。

みどり公園課長 事務局です。今回は、特に小委員会の委員以外からの御意見はございませんでした。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。御質問、御意見があればお受けしたいと思います。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 最初の1番目の、何か写真で見るとよくはつきり分からないんですが……

熊谷委員長 指定のほうですか。

吉川委員 指定のほうでございます。何か木が上にかかっちゃっているような写真の雰囲気なんですけど、これは実際にはどうなっているのでしょうか。離れているのかな、これ。

事務局（城倉） 家に枝がかかっているのは、その所有者の家にかかっています。

吉川委員 所有者の家ですか。

事務局（城倉） この間もお問合せがありまして、高枝切りばさみで自分の家にかかっている枝を切りたいということで御相談もありました。

吉川委員 そうですか。

事務局（城倉） 隣地にマンションがあるんですけども、マンションの建物とは少し差があります。左側も空間があるので、今のところは障害になっている状況ではありません。

吉川委員 そうですか。ありがとうございます。うちのほうで、垣根を越えて他の家へ枝が出ておりましたら、それがもう大変問題になりまして、町内で論争されたことがあり、また、その処分について困ったことがありましたので、ちょっとお聞きしたわけでございます。

分かりました、ありがとうございます。

熊谷委員長 満開でしょうね、今。

事務局（城倉） そうでしょうね。最近は見に行っていないですけども。二、三週間前に行ったときには、まだ咲いていませんでした。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 この4番目の1と2と3なんですけれども、保護樹木指定について。東五軒町の3本ですけども、この地域、私どもの住んでいる地域の近くなんですが、とにかく、緑化推進のことを言われておりまして、ぜひ、3本指定していただきたいと思います。よろしくお願

いいいたします。

それから、昨日、外堀通りの桜を見に行ったのですが、何か、きれいに満開に咲いているのと、ちょっと枯れかかっているのと両方あったんですが、桜というのは何年ぐらいつ樹木なのでしょうか。

熊谷委員長 椎名委員お願いできますか。

椎名委員 寿命という問題ですね。基本的に、樹木は寿命というのはないですね。我々だと細胞増殖って年取ると増えないのですけれども、木は条件さえよければ、どんどん、どんどん、永久に増え続けるんですね。ただ、管理が悪いと寿命は短くなりますし、環境によっても寿命が変化しますね。特に、街路樹、外堀通りだと街路樹だと思うんですが、街路樹の場合は、非常に厳しい条件にされていますので、早めに枯れてしまう場合もあるかと思えます。街路樹の場合は、土壌の面積や体積が狭いので、ある程度大きくなったら、そこで成長すること自体の限界はあるかもしれませんね。

今、いろんな研究がされていまして、結局、水上げが悪くなって上のほうが枯れていくというのはあるんですけれども、もう一回再生するなんて方法も研究されていまして、それがうまくいけば、そういう方法が今度は取られるかなと思えますね。青森県の弘前公園なんかは120年とか130年ぐらいつそういう方法で管理していて、ソメイヨシノはまだ元気で生育しております。まだ研究途中なので、そのうちうまくできるようになるかもしれませんけれども、今の段階だと、そういうことはちょっと街路樹の場合はやむを得ないと思えます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

あのソメイヨシノは、確かライオンズクラブの寄附でしたので、樹勢が衰えて枯死するようなことがあれば、また、ライオンズクラブのほうで補植なり何なりされるような気がしますけれども。

ありがとうございます。

それでは、ほかに、何か。

池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 河田町の女子医大の案件です。指定されたほうも、あと、解除のほうも、かなり年数がたっているんですけれども、解除するほうの今後といいますか、あそこは本当に狭いところに植わっているんですけれども、がん患者が入っている病棟からもよく見えまして、若松河田の駅から病院に行く方々が皆さん通る通りでもあるので、ぜひとも、病院側にも、今後、伐採したあと、新しい桜を植えていただくような御指導をしていただければと思います。

よろしくお願ひします。

熊谷委員長 ということでございますので、この指定解除の審議会の結果をお伝えするときに、委員から、そういう御意見があったということもお伝えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

椎名委員、お願ひいたします。

椎名委員 今の女子医大のお話聞きますと、大学挙げて緑化に一生懸命取り組んでいるという感じがしますね。新宿の場合は、かなり大きな企業の本社とか、こういう病院とかいろいろございますので、そういう一生懸命やっているところ、個人宅ももちろんですけども、そういうところも何か表彰してあげるとか、そういう、みどりに対する気遣いのある区民や事業者さんに対する何かそういう制度を作っていたらどうかと思います。

それとまた、精密診断まで区がやれるようになったというのが、すごく素晴らしいことだと思います。最後の、一番最後のところまでちゃんと精密診断を行うということをきちっと、もっとシステム化して、保護樹木のお金の問題だけじゃなくて、手間の問題として、こういうことが、新宿ではシステムとしてもうできているんだというのを、作っていただいたほうがいいかなと。素晴らしいことだと思います。ここまでやっている自治体はないと思います。でもやっぱり、持ち主としては、そこまでやっていただいて、という気持ちはあると思いますので、お互いに、そういうのを積み上げていけば、さらに保護樹木、生きてくるんではないかな。すごくいい制度だと思います。それをシステム化していただきたいというふうに思います。

以上です。

熊谷委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。

事務局として何かあれば。

みどり公園課長 御意見、ありがとうございました。

表彰制度につきましては、みどりの基本計画検討のときから御意見をいただいている話でありまして、課題として検討していきたいと考えております。

また、精密診断できる旨もしっかりPRをしながら、さらに保護樹木の指定、増やしていきたいと考えております。

熊谷委員長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の指定並びに解除については、特に御意見はないということにさせていただきますので、お諮りしたいと思います。

保護樹木等の指定及び解除につきましては、原案のとおりお認めを頂けますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおりお認めを頂いたということにさせていただきます。

なお、本日の審議の経過及び結果につきましては、次回のみどりの審議会で御報告をさせていただきます。

◎連絡事項

熊谷委員長 審議事項は以上1件だけでございますが、次の連絡事項があるようでございますので、事務局から、全委員に照会を行いました、みどりのモデル地区の指定期間の暫定的な延長について、経緯と結果について、説明をお願いしたいと思います。

みどり公園課長 それでは、みどりのモデル地区の指定期間の延長について、御説明させていただきます。

お配りしました資料の中で、資料4のみどりの条例の下に「照会」と書いた参考資料をお配りしております。そちらを御用意いただけたらと思います。

本日の審議事項ではないのですが、みどりのモデル地区につきましては、指定期間の終了が令和2年3月31日までと迫っております。このことにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策により、審議会をみどりのモデル地区の指定期間満了までに開催することが困難なため、モデル地区の指定期間を、令和2年9月30日まで6カ月間、あくまでも暫定的に延長したいと考えております。

本件につきましては、次回、審議会が開け次第、改めて御審議をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

なお、今回の暫定的な対応につきましては、事前に小委員会のメンバー以外の委員の方にも意見照会を行っております。結果、全ての委員からは了承するとの回答を頂いております。

みどりのモデル地区の指定期間の延長につきましては、以上のとおり、報告させていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、本来は審議会本会において、御審議を頂く案件でございますが、今回は新型コロナウイルスという特別な事情により、審議会の開催が困難な状況ですので、審議会会長としても、暫定的な対応はやむを得ないのではないかと考えており

ます。次回の審議会において、しっかり審議を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

それでは、最後に、連絡事項に移らせていただきます、事務局よりお願いします。

みどり公園課長 それでは、連絡事項でございます。

次回のみどりの推進審議会、本会につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の状況を見ながら、令和2年の5月から6月くらいに開催したいと考えております。

また、小委員会につきましては、急を要する案件が生じた場合は、その都度、熊谷会長に御相談の上、開催させていただきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

熊谷委員長 以上、本日の議題はすべて終了いたしました。もう少しお時間があるので、委員の皆さまから特に何か報告とか連絡する事項があれば、お受けしたいと思います。どうぞ。小野委員から。

小野委員 先ほど、渡辺委員からも桜の季節で、桜のお話があったんですけども、神田川の桜並木がすごく近くにありまして、自粛ムードですが、ちょっと歩いていたら、写真を見ていただければ分かるんですけども、幹がどんどん成長して、鉄柵のところを曲げるような形で、川にどんどん伸びていっているという事例が何本かありまして。今まで、花ばかりきれいだなと見ていたので、満開のちょっと前だったので、特に幹を見ていたら気がついたという感じで、もっと早く気がつけばよかったな、なんて、反省したぐらいだったんですけども。今後、恐らく同じような木がどんどん増えていくかなと思ったときに、柵の一部をちょっと改修をしたりだとか、そういう対処方法があるのかな、なんていうふうにはちょっと疑問に思いましたので、ちょうど桜の時期の審議会ですので、時間のない中ですが、情報共有というか、もし、御指導いただければと思って、写真を2枚持ってまいりました。

熊谷委員長 これ、事務局は現場の状況を把握されていましたか。

みどり公園課長 はい。

熊谷委員長 これはどのあたりになるんですか。

みどり公園課長 西早稲田あたりかと思えます。管理としては、土地は河川の敷地なんですけど、桜自体は区の管理で道路課が担当しています。ソメイヨシノがかなり成長しまして、いろんな状態になっていることも把握しております。更新を適宜進めていくような形で今、考えて

いるところでございますが、本日小野委員から写真も提供して頂きましたので、改めて、道路課と相談してみたいと考えております。

こちらの写真はお預かりしてもよろしいですか。ありがとうございます。

熊谷委員長 小野委員、ありがとうございました。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 今、桜の話が出ていましたが、会長からも以前から外堀通りの桜が荒れているんじゃないかというようなご指摘があり心配しております、私も観察を続けているのですが、ちょうど3月9日に外堀の現場に工事車両が入りまして、ソメイヨシノの苗木を十五、六本植えました。ただ、それをお伝えしたく。

私どもの願いといたしましては、先ほど、倒木の話もございましたが、倒木、そのまま空いてしまうと、並木の空間がボツボツになってしまい、景勝ではなくなりますので、なるべく間を埋めるような形で、作業者にお頼みはしておきましたが、十五、六本植えてくださるということでございまして、この苗木が、椎名先生、育つにはどのぐらいかかるんでございますか。苗木、桜の苗木、ソメイヨシノ植えていただいたんですが、それは成長するには、鑑賞できるようになるには、何年ぐらいかかるの。

椎名委員 どのぐらいの大きさか分かりませんが、大体、街路樹だと、幹の直径で6センチとか、そのぐらいのを植えると思うんです。ただ、うんと小さいのを植える自治体もあると思いますが。

吉川委員 そんな小さくはないです。

椎名委員 新宿はきっとそんなことはないと思います。

吉川委員 ないでございます。

椎名委員 ですから、恐らく6センチぐらいのを植えると思います。ですから、来年からもう咲き始めますね。

吉川委員 来年から。そんなに早く。

椎名委員 それで、もう、5年ぐらいで立派な花になりますよ。

吉川委員 そうですか。

椎名委員 30年、40年たてばもう壮観になります。

吉川委員 根つきの心配とかはあるのでしょうか。

椎名委員 それはあります。植木はある程度の本数を植えると、何本かは必ず枯れますので。

枯れというのは必ず出ます。ですから、16本のうち何本かは枯れますが、それもまた、丁

寧に補植していくということを繰り返していくことしかないです。

吉川委員 ふだんの手入れとしては、どういうことをしたらよろしいんですか。

椎名委員 植えた当初、街路樹のますみみたいなものに入っているとすれば、大体、葉っぱが成長する6月ぐらいまでの間は水が必要なんで、やっぱり給水が必要です。

吉川委員 給水を。

椎名委員 区役所でもやるでしょうけれども、地元の方ができれば、それもやってあげるといいと思いますね。天気の状態によって違うんですけども。カラカラ天気が続くと、どうしても植えたばかりのものは発根がなかなか伴わない可能性がありますので。乾いたなと思ったらあげていただくと、ありがたいですね。

吉川委員 そのことでよろしいでございますか。あそこは立入禁止なんですよ、今、給水というお話がございましたが、それは区ではお考えいただけているのかなと思ひまして。

みどり公園課長 御意見、ありがとうございます。外堀の桜も、桜自体は昔、ライオンズクラブから寄附いただいたということもありまして、神田川と同じように新宿区の道路課が管理しております。いろいろ、年数がたってきて、多少弱ったり、倒木しちゃったりとか、あと、間に別の木が生えてきたりとか、いろんな状態にありますので、少し道路課のほうで手を入れて診断したり、補植したり、また、ライオンズクラブに新しいのを植えないかという話を持ちかけたりと、いろいろ外堀の桜をきれいにするように対策を進めているところです。

給水につきましても、ちょっと、道路課のほうで十分考えている話ではございますが、いろいろ対策しまして、また、必要があれば御相談させていただきたいと思ひます。区のほうでしっかりやっていきますので、大丈夫だと思います。

吉川委員 それともう一つ、倒木して枯れた木が、結構、観察していると、一遍にはございませんが、整備・処分してくださっているのはよく分かるんですが、かなり、あれ、倒れた木の処分というのは、費用が、予算がかかると思ひますよね。そういう予算は、経常の予算でできるのか。よく、新宿区で長期計画とかございますよね。長期計画のうちで処分されるのか。その予算の出口についてはどういう形で申請なさっているのかと思ひて、心配でちょっとお尋ねするわけで。

かなり費用かかるんでしょう、あれ、倒木の処分。

みどり公園課長 かかりますけれども、去年ぐらいからちゃんと予算措置しまして、それぞれの年で使えるようになっていきますので、それは計画的にやってまいります。

吉川委員 そうですか。失礼ですが、1本、どのぐらいかかるんですか、倒木。

みどり公園課長 大きさによりますけれども。

吉川委員 外堀の、大体。

事務局（城倉） 木の大きさとか作業のやりやすさ、やりにくさ。例えば、外堀でも、新見附橋から飯田橋のほうは斜面が物すごく急なんです。それより手前の新見附橋から市ヶ谷橋のほうは、斜面が幾らか緩やかです。そうすると人が入ってやりやすいんですけども、斜面が急なところは人が入りにくい。そうすると、道路からクレーンか何かで釣り上げないときなかつたりすることもあるので、一概に、金額のことはちょっと言えないというような状況。

まとめて何本もやると安くなるし、1本単独でやると高くなったりとかということがあるので、その辺も含めると、なかなか、一概に金額をこの場で、ということは難しいかなと。

吉川委員 ありがとうございます。

例えば、千代田区側に渡る新見附橋があるんですが、その中間辺りの斜面で倒れている樹木があつて、この前観察したら、それが処分されていまして、新宿寄りの外堀の斜面というのは、新宿区の範囲かと思いますが、橋の渡る中頃の、倒木の処分というのはどちらですのでしょうか。何か半端なところだったんですよね、区域として。

事務局（城倉） 区境がお堀の真ん中辺にあるらしくて、ちょっとその辺がどちらかというのは、私ども今のところつかんでいないんですよ。少なくとも、新宿側の桜の木については、新宿区で管理しています。ただ、下の草が生えてきたりする除草については、千代田区がやっています。ちょっとその辺が複雑な状況になっているので、今、この時点でどちらがやったかというのはちょっと言いにくいところがあると。

吉川委員 ちょっと判定しにくい場所がある。橋がわたっていまして、中ほどぐらいで倒れている木が何年か放りっぱなしになっていたんですが、この前観察していたら、処分されておりましたので、じゃあ、それはどこで処分をした、処置をなされたのかなと思って。今後のこともあるし、ちょっとお聞きしたいと思ったんですが、大変難しいところだということでございます。

普通、通常はお堀の真ん中で千代田区と新宿区の区界の線が引かれるんですか。

事務局（城倉） 普通はそういうことになりますね。ただ、そういうものを発見していただいたら、新宿区のほうに言っていただければ、どちらがするにせよ、新宿区のほうで対応、要するに、どちらかの土地かということを確認して、新宿が対応するか、千代田区が対応するかということでもやることは可能ですので、新宿区のほうに言っていただければいいかなと思

います。

吉川委員 ありがとうございます。よく分かりました。どうもありがとうございました。失礼しました。

熊谷委員長 池邊委員。

池邊委員 屋上緑化等推進モデル地区について、延長していただけるということで、大変いいと思うんですけども、今、池袋が4つの公園でまちづくりをしまして、非常に緑に関して駅回りが整備されております。それで、渋谷のほうも、今回のいろいろな開発によって、様々な緑が創出されております。

ところが、新宿区のほうは、もともと西口のほうが古い開発でございましたので、超高層がある割には、公開空地制度が創出される前の利用制度なために、余りいい緑の状況ではなく、今、オリンピックに向けて、まだ改修中のところもあるかと思うんですけども、少し、そういう辺りで、あと、南口のバスタのところもJRさんが余り上手には緑化ができなかったもので、非常に、緑としては渋谷と池袋に比べて、劣った状況になりつつあるので、ぜひとも、もともとは新宿三丁目に伊勢丹とマルイのところに屋上緑化が、皆さんが見に来るような屋上緑化ができて、新宿としては誇らしかったんですけども、それがちょっと風前のともしびになってきていますので、ぜひとも、古いビルのほうの、西口のほうのリニューアル工事などにも併せて、壁面緑化、屋上緑化を推し進めていただけるよう、御指導いただきたいと思います。

熊谷委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。

池邊委員の御提案については、本審議会のほうで十分に議論させていただいて。確かに、テレビで、今、渋谷と池袋は西口のほうですね。

池邊委員 そうです。両方、向こう側とこっち側と、西武側、東武側両方に公園ができて、これからもう一つ、区役所跡地のほうにもできますし、造幣局の跡地も、今、作っているところで、4つ駅の周りに新しい公園が……

熊谷委員長 池邊先生は両方やっているの、渋谷と……

池邊委員 はい。一応、都計審のメンバーで、あと、造幣局の跡地が遂行委員、事業者選定と遂行委員でやっております。

熊谷委員長 じゃあ、新宿区もやってください。

池邊委員 はい。なので、何かとても気になるところです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

◎閉会

熊谷委員長　まだまだ、御意見はおありかと思えますけれども、新型コロナウイルスが大変厳しい状況でございますので、これで、本日の小委員会は閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午前10時47分閉会